

仕様書

1 業務名

令和8年度スマートハウス普及促進事業実施業務（以下、「本業務」という。）

2 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

3 業務の目的

広島県は、2050年ネット・ゼロカーボン社会の実現に向け、県内の温室効果ガス排出削減を加速するため、住宅の省エネ対策を推進している。

住宅について、2025年度には全ての新築住宅で省エネ基準が義務化された一方、既存住宅の断熱改修は補助制度が整備されているものの、断熱改修が十分に進んでいない状況である。

このため、省エネ住宅の普及には、県民へのメリットや支援制度に関する分かりやすい情報提供と、施工を担う事業者の理解促進・提案力向上が不可欠である。

本業務は、既存住宅の断熱改修を主眼に置きつつ、新築の省エネ住宅推進にも取り組むこととし、エネルギー削減効果や健康面などのメリットや補助制度情報を整理し、効果的な情報発信を行うとともに、工務店等の事業者に対しては、国庫補助や広島県の断熱窓改修補助を活用した営業モデルの啓発をはじめ、補助金活用に限らず、営業力向上につながるセミナー等を通じて、県内住宅全体の省エネ化を促進することを目的とする。

4 委託業務の概要

- (1) 省エネ住宅に係る補助金情報の整理
- (2) 県民向けの普及啓発
- (3) 事業者向けのセミナー開催
- (4) その他これに付随する業務

5 委託業務の内容

- (1) 省エネ住宅に係る補助金情報の整理
 - 令和8年6月末までを目途に、省エネ住宅（新築、既存住宅の改修）に関係する最新の国の補助金情報を整理するとともに、インターネット情報などから、広島県内市町の情報も一緒に整理する。なお、広島県では令和8年度に既存住宅の断熱窓への補助金を予定しており、県補助金についても整理すること。
 - 募集時期や採択時期、補助事業実施時期などについても整理しておく（継続事業の場合は過年度分も含む。）。
 - 整理した情報をもとに、工務店等の事業者が県民へ訴求するためのチラシ（A4サイズ・カラー・2ページ分）を作成する。

(2) 県民向けの普及啓発

① イベント出展

県民を対象としたイベント実施や出展を行い、省エネ住宅のメリット（CO₂削減、快適性向上、健康維持、経済性など）を訴求するための啓発を行う。

ア メインターゲット

- ・高齢者及び高齢者を親に持つ層
- ・子育て層

イ 実施内容

- (ア) 単に掲示物を展示するだけでなく、来場者が省エネ住宅の断熱効果を類似体験できるキットの作製や、業界団体と連携し省エネ住宅のメリットを啓発するなどの工夫を凝らした内容とすること。
- (イ) 省エネ住宅のメリットや効果の訴求とあわせて、住宅の断熱性能の高さが健康に寄与することを啓発する内容とすること。
- (ウ) 来場者へ省エネ住宅のメリットや補助金についてのアンケートを実施し、結果をとりまとめの上、県へ報告すること。
- (エ) 実施にあたって必要な啓発物等、イベントに係る費用はすべて委託費に含むこととし、作製したものについて、データがある場合は、県に提供し、本業務終了後も県が活用することができるようにする。

ウ 開催場所

上記アに記載のターゲットの来場するイベントを選定すること。選定の際には、環境イベントや住宅展示場のイベントのような省エネ住宅への興味関心が高い層のみが参加するイベントだけで選定するのではなく、健康イベント（例：市町が主催する健康福祉まつり、民間主導の健康フェア等）など省エネ住宅や住宅の断熱性能について詳しく理解していない県民に対して訴求できる場所を選定すること。

エ 開催回数

3回以上を提案の上、実施すること。

オ 参加者目標

各回 100名以上のブース来場者を目標とし、合計 300名以上のブース来場者が見込めるイベントを提案すること。

② 広報資材の作成・配布

- イベントや小売店等で配布するための広報資材を作成すること。
- 広報資材はA4サイズで両面印刷とし、1万5千枚作成すること。
- 内容は省エネ住宅のエネルギーコスト削減による経済的なメリット、ヒートショック対策などの健康面での効果をわかりやすく示し省エネ住宅を普及推進することができるものとする。なお、令和8年度の県の断熱窓への補助金についても記載すること。
- 上記の広報資材のほか、予算の範囲内で効果的に訴求できる資材がある場合は、追加で提案すること。

(3) セミナー開催

ア 概要

(ア) 対象者

工務店等の住宅事業者

(イ) 開催回数

年3回以上実施すること

(ウ) 開催時期

10月末までに3回開催すること

(エ) 開催方法

オンライン又はハイブリッド形式

(対面での開催は必須としないが、必要に応じて提案すること。)

(オ) 開催時間

調整の上決定するが、目安は2時間～3時間程度とする

(カ) その他

- ・セミナーの内容等の企画、業界団体や講師との調整、問合せ対応、事前準備から当日の対応を含めた一切の業務を行う。
- ・セミナーについては、後日、県HP等で公開できるように当日の様子を記録し、データで提供できるようにすること。

イ 講師

セミナーのテーマに応じた専門的な知識や技術、経験等を有する専門家から選定することとし、事前に講師リストの案を作成すること。

ウ 内容

- 既存住宅の断熱改修を中心に、ZEH等の新築住宅も含め、省エネ住宅の提案力向上のためのセミナーを行う。なお、業界団体の会合などを活用し、セミナーを行うことも可能とする。
- セミナーの内容については、各回ごとに省エネ住宅の推進につながるようなテーマ設定とし、参加事業者を募ること。

(例)・省エネ住宅市場のトレンドとお客様への提案方法

- ・住宅の断熱性能と健康リスクの軽減による高齢者等への断熱改修の提案
- ・断熱改修の優良事例とその提案方法
- ・参加者間での省エネ住宅普及に向けた意見交換会、勉強会

エ 広報

県内工務店等の事業者に対し効果的な周知を行い、集客に努める。なお、セミナー全体の集客目標は90社以上とする。

オ その他

- 詳細は、業界団体を通じて県内の工務店等の事業者の協力や意見を求めた上で、ターゲットや内容を設定し、県と協議の上、実施すること。
- 今後の事業の参考とするため、受講者に対してアンケートを実施すること。

(4) その他これに付随する業務

- 本業務全体を通して、工務店等の事業者が実施する断熱改修の施工にどれだけ寄与したかについて、事業者に協力を求めた上で、施工件数等に係る調査を行うこと。
- これらの業務に係る県からの専門的な質問等について、文献や専門家意見聴取などにより、随時調査し、回答する。質問後、回答はなるべく早い方が好ましいが、少なくとも、おおむね1週間以内に状況を報告する。

6 業務の進め方

- 業務開始時には、具体的な計画とスケジュールを県に提示する。その際、公募型プロポーザルにおいて提案した内容を漏れなく盛り込み、実行することとする。
- 業務の詳細に係る広島県との打合せ協議を、毎月1回以上実施する。
- 県と必要な調整をしながら、当該委託業務が完了した際は、全体の事業完了報告書及び広報物（A4版印刷物2部及び電子データ（ワード又はエクセルデータ））並びに本業務における作製品を提出すること。また、県の求めに応じて、随時進捗状況に応じた報告を行うこと。
- 本事業のほか、令和8年度に広島県が実施予定の家庭の断熱窓改修補助事業と協力・連携を図り事業を進めること。
- また、広島県及び広島県が参画する団体が実施する住宅リフォームに関連する取組がある場合は協力・連携を図ること。

7 スケジュール（案）

内容	令和8年			令和9年
	6月	7～9月	10～12月	1～3月
(1) 断熱改修に係る補助金情報の整理	実施	(随時更新)		
(2) 県民向け普及啓発	準備等	実施		
(3) 事業者向けのセミナー開催	準備等	実施		
(4) その他これに付随する業務	(随時)			

8 報告及び成果物

受託者は、次の報告書及び成果物を作成し、県に提出すること。様式は任意とするが、県と協議の上で決定する。

種類	部数	内容（主な記載事項）
業務完了報告書	1部	電子データ ※Portable Document Format（PDF）など、パソコンの機種やOS環境に依存しない表示が可能な形式のもの。
成果物一式	1式	・デザインデータ類（印刷物） ・セミナーの動画データ及び資料 ・セミナー参加者、事業者へのアンケート結果

9 著作権の取り扱い

- （1）著作権及び使用料等の費用については、すべて委託金額内に含むものとする。また契約期間終了後に、県がその保有する広報媒体等を活用して活動実績の公表等を行うにあたり、使用料等が別途発生しないようにすること。
- （2）本業務により得られた成果物は原則として県に帰属する。ただし、受託者が従前有する著作物あるいは第三者の著作物については、受託者あるいは第三者に帰属するものとする。
- （3）受託者は本業務の実施のために必要な受託者が従前より有する著作権あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用にあたり、支障のないよう適切な措置を講じなければならない。また、何らかの著作権に係る問題などが生じた場合、受託者の責任により対処するものとする。
- （4）成果物が第三者の著作権等を侵害したことにより当該第三者から成果物の使用の差止め又は損害賠償を求められた場合、受託者は県に生じた損害を賠償しなければならない。

10 留意事項

- （1）受注者は、契約期間中の業務経過内容全般を把握している担当者を置き、業務の実施状況を定期的に報告し、県と連絡調整を十分に行うこと。
- （2）業務の実施に関して、常に県と密接な連携を図り、県の意図を熟知の上、効率的な進行に努めなければならない。県は、業務実施過程で本仕様書記載の内容に変更の必要が生じた場合は、受注者に協議を申し出る場合がある。この場合、受注者は委託料の範囲内において仕様の変更可能な限り応じること。
- （3）契約の締結、業務の履行に必要な費用は、特段の定めのない限り、すべて受注者の負担とする。
- （4）受注者は、本業務の遂行にあたり、第三者の名誉や信用を毀損する行為（そのおそれがある行為を含む。）やその他不適切な行為が行われないよう十分に注意を払うものとし、かかる事態が生じた場合は一切の責任と費用負担を負うものとする。

- (5) 受注者は、業務の運営上取り扱う個人情報、契約書に定める事項及び関係法令その他の社会的規範に基づき適切に管理しなければならない。また業務の実施に関して知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (6) 作成する資料において法令、外部資料及びデータの出典等は、全て明確にしておくこと。
- (7) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表又は使用してはならない。
- (8) プロポーザル提案書に明記されている場合を除き、本調査の一部を受注者以外の第三者に委託する場合は、書面により県の承諾を得ること。その際、再委託先ごとの業務の内容、実施の体系図及び工程表、再委託先の概要及びその体制と責任者を明記した物を県に提出すること。
- (9) 上記(1)から(8)までの事項に違反したとき、または業務を完了する見込みのないときは、県は契約を解除し、受注者に損害を補償させる場合がある。
- (10) 本業務の内容に疑義がある場合や仕様書等に定めのない事項及び重要な事項の決定については、予め県と協議の上、その指示または承認を受けること。